

平成29年度 第7回

古賀市国民健康保険運営協議会

会議資料

平成29年12月6日

【議事】

○ 国保事業費仮納付金に基づく国保税の検討について

○ その他

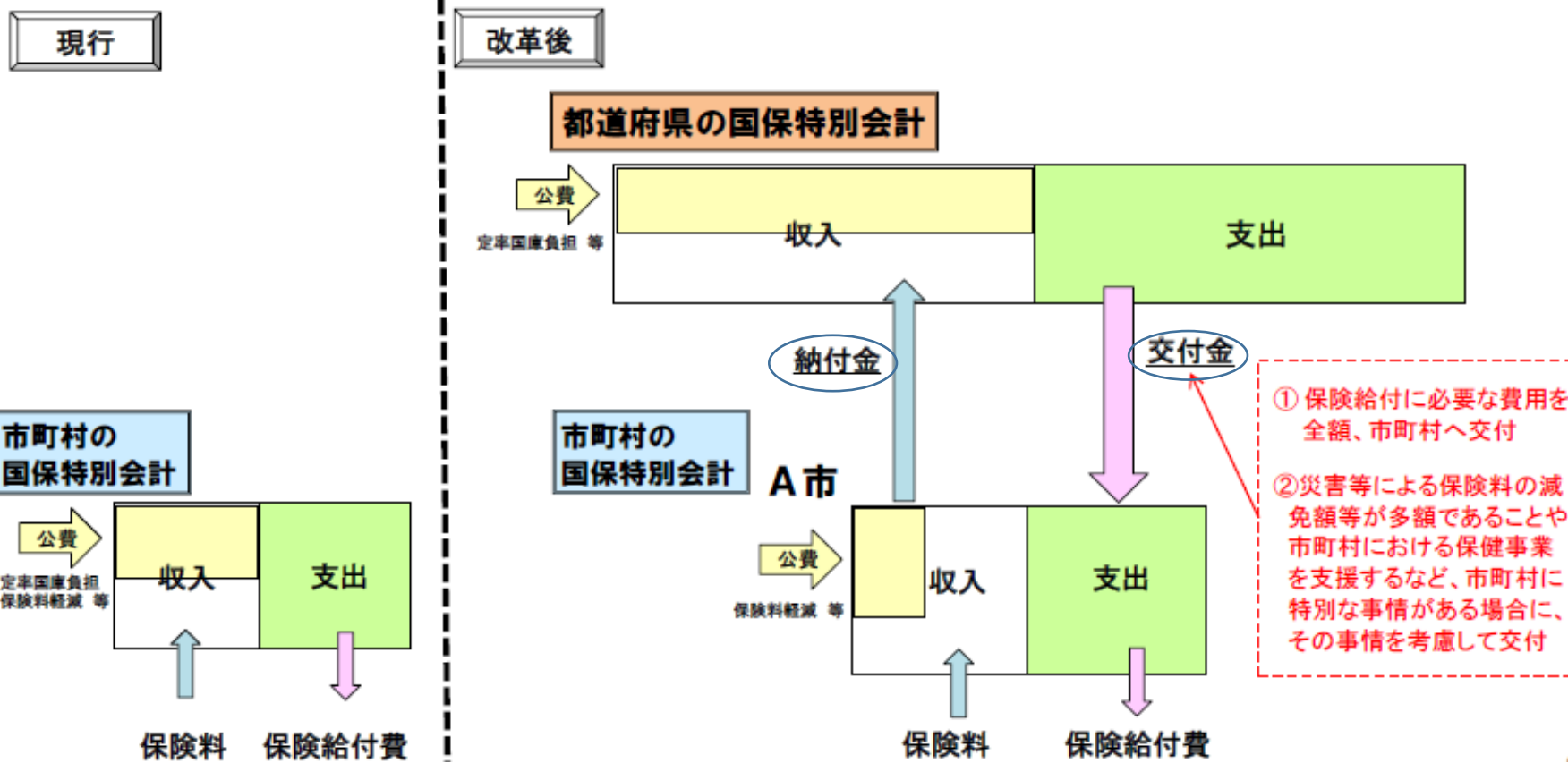
※ 本資料は、平成29年11月22日に福岡県から示された数値（古賀市の納付金額の仮算定結果、標準保険料率等）に基づき作成したものです。

※ 本資料の数値は、仮係数に基づき算定したものであり、本係数への更新等により、今後変動するものです。

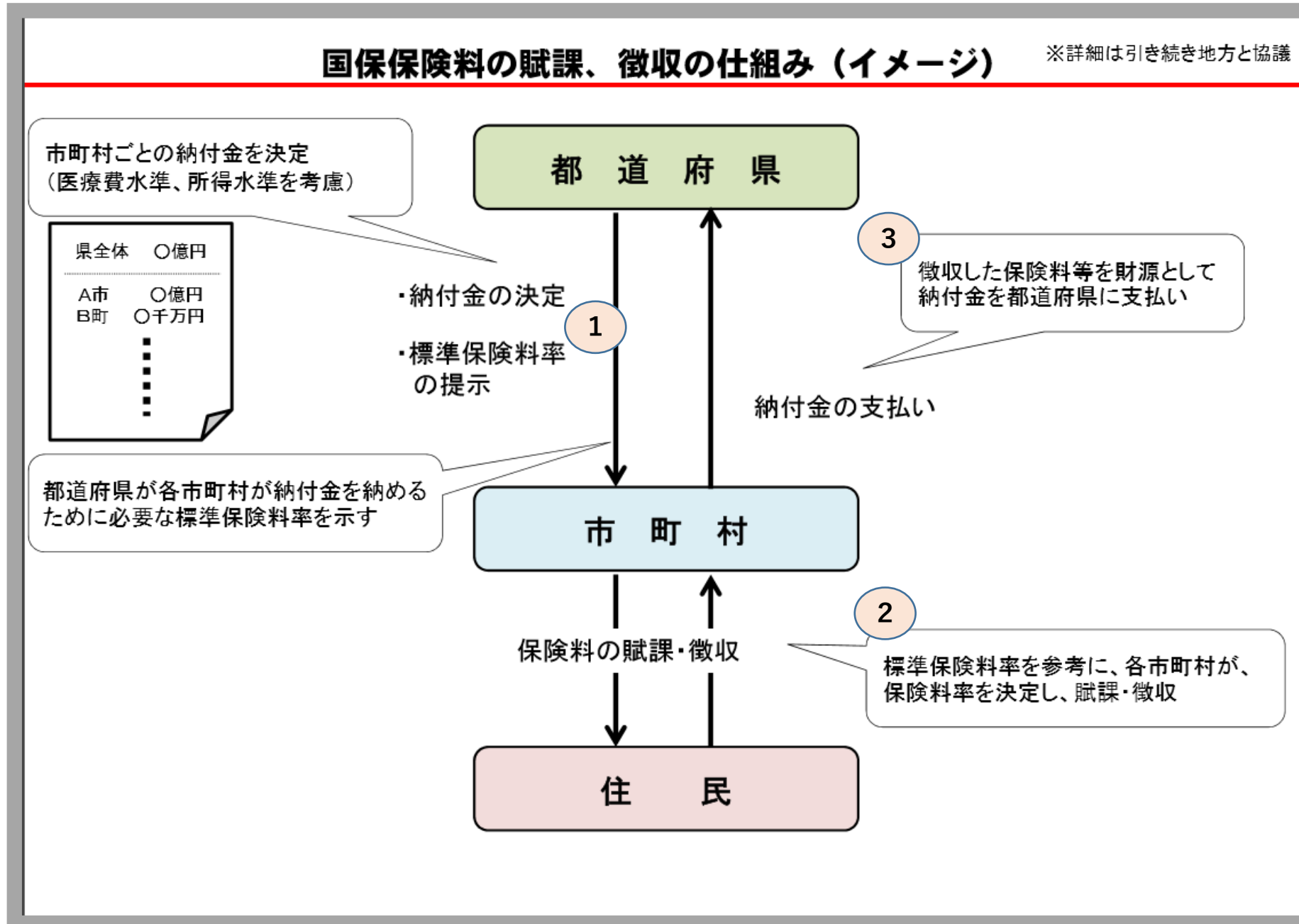
◆国保財政の仕組みはどうか？①◆

改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
 - ※ 都道府県にも国保特別会計を設置
- 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。
 - ※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



◆国保財政の仕組みはどうか？③◆



1. 古賀市の納付金額の仮算定結果（一般分）

(1) 県に収める納付金額

	納付金
医療分	1,035,020,400円
後期高齢者支援金分	336,306,227円
介護納付金分	109,321,353円
合計	1,480,647,980円

【参考】標準保険料率

		3方式	市算定方式
医療分	所得割率	6.72%	7.35%
	均等割額	23,578円	22,313円
	平等割額	25,819円	21,606円
支援分	所得割率	2.43%	2.75%
	均等割額	8,497円	7,742円
	平等割額	9,305円	7,496円
介護分	所得割率	2.11%	2.30%
	均等割額	9,600円	13,264円
	平等割額	7,047円	—

(2) 1人当たりの納付金額

平成28年度納付金相当額（決算ベース）	119,457円
平成30年度納付金額（負担緩和前）	118,509円



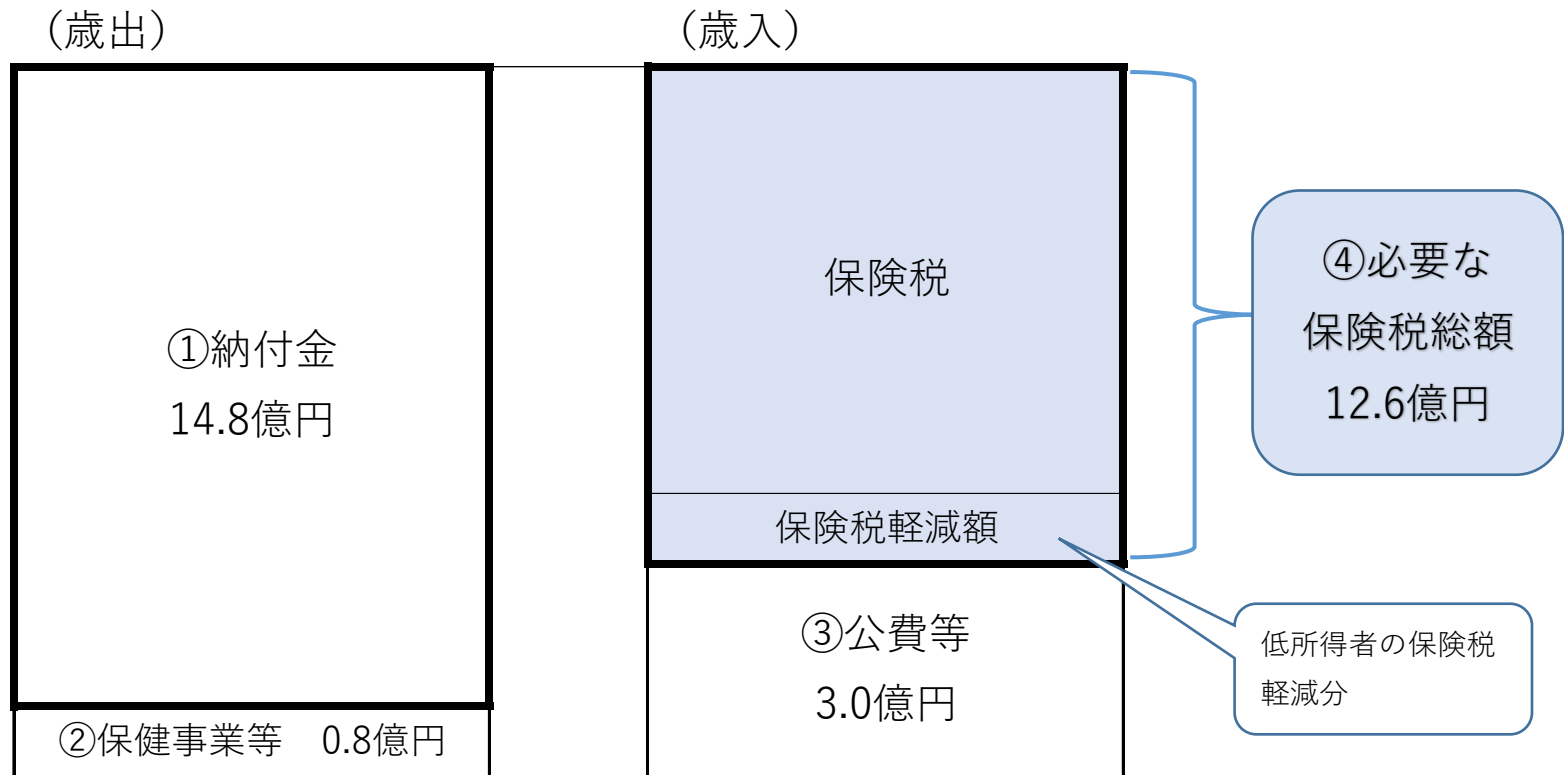
平成30年度納付金額（負担緩和後）	118,509円
-------------------	-----------------

※古賀市は、平成28年度より平成30年度の金額が下回るため負担緩和措置はない。

1人当たりの納付金額は、市町村の保険料（税）収入には関係なく、国保運営に必要な金額を基に算出したもの。

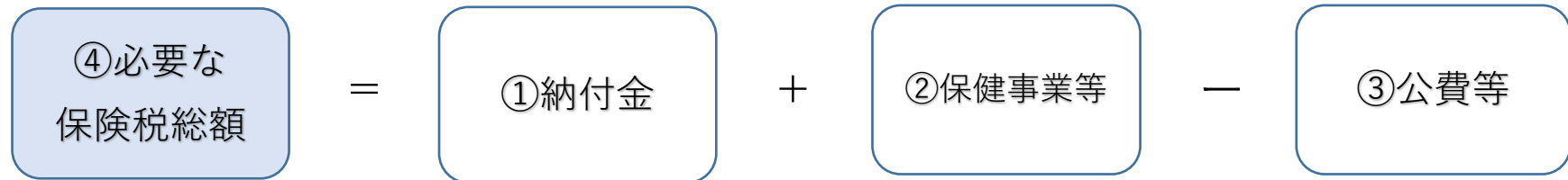
2. 必要な保険税総額

(1) 納付金と保険税総額の関係



※仮算定結果から国民健康保険特別会計で納付金と保険税にかかる部分を抜粋したイメージ図
金額は仮納付金に基づき再試算したもの

(2) 必要な保険税総額



①納付金	納付金（医療分、支援分、介護分）	県に収めるべき費用
②保健事業等	保健事業（特定健診等）	特定健診等に要する費用
	出産育児諸費	出産育児一時金支給に要する費用
	葬祭諸費	葬祭費支給に要する費用
	審査支払手数料	診療報酬の審査支払に要する費用
	その他諸支出	還付金等に要する費用
③公費等	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	低所得者数に応じ一定割合を繰入
	特別調整交付金等	市町村の事情を考慮して交付
	県繰入金	市町村の事情を考慮して県から繰入
	保険者努力支援制度	市町村の努力に応じて交付
	特定健診等負担金	特定健診等の国県負担金
	出産育児一時金繰入金	出産育児一時金の3分の2（法定繰入分）
	財政安定化支援事業繰入金	市町村への地方財政措置として交付
	保険税滞納繰越分	過年度分の保険税収入
	その他諸収入	返納金等諸収入

(3) 現行の保険税率での保険税総額の試算

必要な保険税総額は12.6億円のところ、
現行の保険税率で試算すると12.8億円の歳入を見込む。

⇒ **約2千万円の減額が可能**

※必要な保険税総額には保険税軽減分（一般会計繰入分）も含むため保険税収入とは異なる。



適正な保険税額とするために、算定可能な範囲で平成30年度の見込みの値を用いて、**保険税率を算定する。**

3. 平成30年度の保険税率の検討

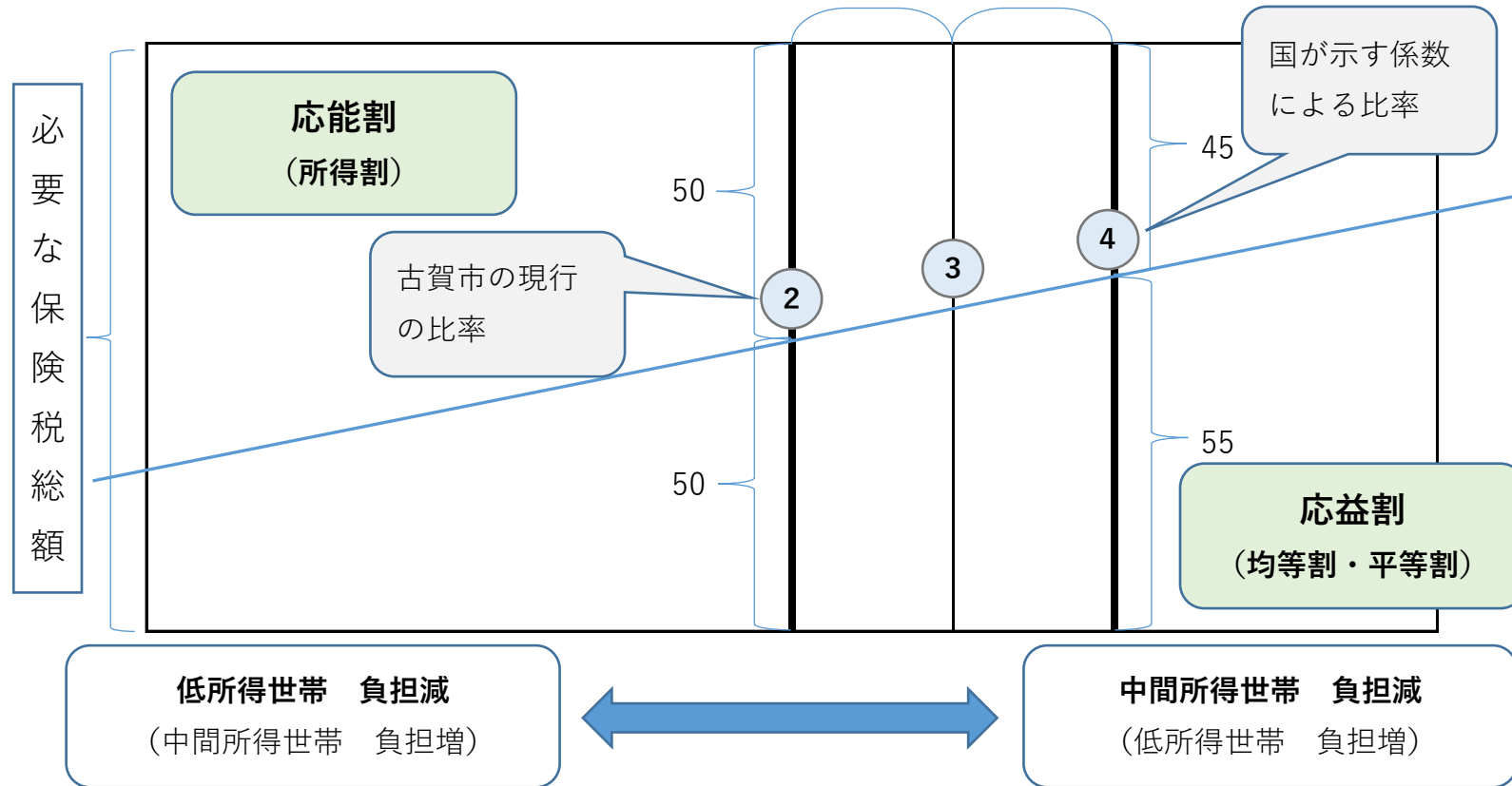
(1) 保険税率改定案

		平成27年度 (前回改定前)	① 現行	② 応能割：応益割 50：50	③ ②と④の間	④ 応能割：応益割 45：55
医療分	所得割率	7.00%	8.50%	8.20%	7.60%	7.10%
	均等割額	24,000円	24,000円	23,600円	24,500円	25,300円
	平等割額	24,000円	24,000円	23,500円	26,100円	28,300円
支援分	所得割率	2.00%	3.10%	3.00%	2.70%	2.50%
	均等割額	7,000円	8,000円	8,100円	8,600円	8,900円
	平等割額	7,000円	8,000円	8,200円	9,400円	10,300円
介護分	所得割率	1.70%	2.90%	2.90%	2.60%	2.40%
	均等割額	12,000円	13,800円	14,100円	15,500円	16,500円
	平等割額					

※②、③、④は、必要な保険税総額を確保できると見込む保険税率

- ・所得割：前年中の所得に応じて賦課
- ・均等割：被保険者1人当たり賦課
- ・平等割：被保険者1世帯当たり賦課

(2) 賦課割合（応能割・応益割）の考え方



○福岡県国民健康保険運営方針（答申）より一部抜粋

本県においては、平成30年度直ちには保険料の県内統一化は行わない。保険料の県内均一化については、納付金額の設定及び医療費適正化の取組み等を通じて市町村の医療費水準の平準化等を図りながら、中長期的に行うこととする。

(4) 介護分の2方式・3方式について

			①	②
		現行	2方式	3方式
介護分	所得割率	2.90%	2.90%	2.90%
	均等割額	13,800円	14,100円	8,400円
	平等割額	—	—	6,900円

2方式 : 所得割・均等割 (1人当たり)

3方式 : 所得割・均等割 (1人当たり) ・平等割 (1世帯当たり)

※介護分は40歳から64歳の被保険者 (介護分対象者) に対して賦課する

○ 1世帯当たりの介護分対象者数での保険税額比較

対象人数		1人/世帯	2人/世帯	3人/世帯
① 2方式	均等割	14,100円	28,200円	42,300円
	平等割	—	—	—
	計	14,100円	28,200円	42,300円
② 3方式	均等割	8,400円	16,800円	25,200円
	平等割	6,900円	6,900円	6,900円
	計	15,300円	23,700円	32,100円
②－①	計	1,200円	-4,500円	-10,200円

※均等割と平等割の合計額のみでの比較

軽減対象世帯の保険税額負担増減（2方式⇒3方式）

	1人/世帯	2人/世帯	3人/世帯
7割軽減	300円	-1,300円	-3,000円
5割軽減	600円	-2,300円	-5,100円
2割軽減	1,000円	-3,600円	-8,200円

【2方式⇒3方式に変更する影響】

- ・世帯に介護分対象者が1人いる世帯は、負担増になる
- ・世帯に介護分対象者が2人以上いる世帯は、負担減になる